第三号様式（第四条第一項関係）

国家戦略特別区域限定保育士登録証

本籍地都道府県（国籍）
氏　　名
生年月日
登録番号
登録年月日

国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）の国家戦略特別区域限定保育士として登録したことを証する。

登録の日から起算して３年を経過した日以後においては、この証明書は児童福祉法（昭和22年法律第164号）の保育士登録証とみなす。

年　　月　　日

都道府県知事
（市長）　　㊞

（日本工業規格Ａ４）

第四号様式（第五条関係）

国家戦略特別区域限定保育士証書換え交付申請書

住　　所
登録年月日
登録番号
（フリガナ）
氏　　名
生年月日

国家戦略特別区域法第12条の４第８項において準用する児童福祉法第18条の18第１項の登録事項に下記のとおり変更がありましたので、国家戦略特別区域法施行令第８条において準用する児童福祉法施行令第17条第１項の規定に基づき、書換え交付を申請します。

登録事項	変更前	変更後	変更の年月日	備考

年　　月　　日

都道府県知事
（市長）　　殿

氏　　名　㊞

備考１　国家戦略特別区域限定保育士証の訂正を受けようとする場合には、所定の手続により手数料を納付すること。
２　氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
３　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
４　国家戦略特別区域限定保育士証及び変更事項を証明できる書類を添付すること。

第五号様式（第五条関係）

国家戦略特別区域限定保育士証再交付申請書

住　　所
登録年月日
登録番号
（フリガナ）
氏　　名
生年月日

国家戦略特別区域法施行令第８条において準用する児童福祉法施行令第18条第１項の規定に基づき、下記の理由により再交付を申請します。

（理由）

年　　月　　日

都道府県知事
（市長）　　殿

氏　　名　㊞

備考１　申請する場合には、所定の手続により手数料を納付すること。
２　氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
３　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
４　国家戦略特別区域限定保育士登録証を紛失した場合を除き、国家戦略特別区域限定保育士登録証を添付すること。

（児童福祉法施行規則の一部改正）

第二条　児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の三十二中「修了した保育士」の下に「（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。以下「特区法」という。）第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）」を加える。

第六条第九号中「保育士」の下に「（特区法第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある児童相談所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）」を加える。

第六条の十一第一項中「合格した科目」の下に「（国家戦略特別区域限定保育士試験において合格した科目を含む。）」を加える。

第六条の十四第一項及び第六条の二十六第二項中「保育士試験」の下に「若しくは国家戦略特別区域限定保育士試験」を加え、「その受験」を「保育士試験の受験」に改める。

第二十五条の二十八第二項第四号中「保育士」の下に「（特区法第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある要保護児童対策調整機関にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）」を加える。

第三十六条の八第三項中「第三十四条の十九第一項各号」を「第三十四条の二十第一項各号」に改め、同項第二号中「保育士」の下に「（特区法第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある児童自立生活援助事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）」を加える。

第三十六条の三十五第一号ロ中「として保育士」の下に「（特区法第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある一般型一時預かり事業を行う場所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下このロ及びハただし書において同じ。）」を加え、同条第